

◎同盟通信社第三回理事會議事錄

昭和十一年一月二十八日午後一時十五分開會、午後四時三十分閉會

會場 東京市麴町區丸ノ内東京會館

△出席理事 十五名

田中都吉	岡崎鴻吉	緒方竹虎	田中 齊	山根文雄
森田 久	松岡正男	小坂武雄	小森七郎	中山龍次
築田欽次郎	荻野元太郎	岩永裕吉	畠山敏行	古野伊之助

△委任狀 八名

山田金次郎	高石眞五郎	岡本佐市	大島宇吉	山本直太郎
寺田四郎	矢上以久郎	野中楠吉		

△議長 社長事務代行田中都吉

△附議事項

一、本社設立費用報告ノ件

岩永事務理事ヨリ總計金四千五百五拾四圓七拾錢也ノ内譯ヲ報告

社 法 人 同盟通信社

シ一同之ヲ承認ス

二、職制制定ノ件

業務執行理事ニ至急之ガ制定ヲ一任（別紙決議書ニ出席理事署名調印）

三、事業計畫ノ件

岩永事務理事ヨリ左記概要ヲ報告ス

(イ) 對外無線放送

現在ノ邦文七回千八百語、英文二回四百語ヲ、邦文二十四回五千三百語ニ、英文十四回二千八百語ニ増加

(ロ) 國內無線放送

國內各支社局ニ對スルニュース放送

(ハ) 有線電送寫眞

丹羽式最新型ヲ採用、東京、名古屋、大阪、岡山、廣島、門司、福岡ニ設備

(二)對外無線電送寫真

歐米締盟通信社ト無線電送寫真ヲ交換スベク遞信當局ニ交渉中

(ホ)市内同報電話

新聞社及經濟通信契約者全部約三百五十個所ニ同報式專用電話ヲ設置方申請中

(ヘ)國內通信網ノ充實

通信部ノ擴充計畫ト共ニ大阪福岡間ニ專用電話線一回線増設、福岡長崎間及福岡鹿兒島間ニ各專用一回線新設方遞信當局ニ交渉中

(ト)海外特派員増派

現在派遣以外ノ外國主要地ニ特派員及通信員ヲ派遣設定

四、社屋建築並ニ敷地買收ノ件

舊新聞聯合社所有ノ麴町區内幸町ノ借地權敷地並ニ隣接地買收

社 團 法 人 同 盟 通 信 社

可能ノ場合ニハ別途ノ方法ニテ新社屋ヲ建築スルコト、シ一切ヲ業務執行理事ニ一任

五、理事分擔ノ委員解除ノ件

第一回理事會ニテ決定ノ役員詮衡委員、聯合電通交渉委員、財務委員、總務委員ハ既ニ業務執行理事ノ就任ヲ見タルヲ以テ一應解除シ今後ハ田中代行政社長及業務執行理事ニ於テ之ヲ繼承シ必要ニ應ジ理事會ノ承認ヲ求ムルコトニ決定

六、新聞聯合社ノ業務引受ノ件

右ハ昭和八年十一月二十八日附新聞聯合社ヨリ廣田外務大臣ニ提出セル覺書ノ趣旨ニ基キ昭和十年十二月末日現在ノ新聞聯合社ノ事業ヲ繼承シ且ツ同社ノ資産並ニ負債ヲ當社ニ於テ引受クルコトニ決定セリ。但シ當社ガ新聞聯合社ヨリ引受クベキ財産目錄、貸借對照表等ハ次回理事會ニ提出スルコトニ決定（別紙決議書ニ出席理事署名調印）

七社長詮衡經過報告ノ件

田中委員長ヨリ右經過ノ報告アリ一同諒承

八對電通交渉經過報告ノ件

田中委員長ヨリ右經過ノ報告並ニ昭和八年十一月光永同社長ヨリ政府當局ニ提出セル契約書、昭和十年五月重光外務次官ト光永同社長トノ間ニ交換セル文書ヲ發表シ、之ニ對シ山根文雄、田中齊、荻野元太郎、中山龍次、森田久各理事ヨリ光永同社長ガ正力松太郎氏ヲ通ジテ合流ヲ拒絕シ來レル以上ハ一旦本問題ヲ打切り白紙還元ヲ至當トストノ意見ヲ述べ且ツ田中齊、山根文雄理事ヨリ電通トノ交渉原案ニ對シテモ反對ナル旨ノ意思表示アリタリ。之ニ對シ田中委員長、岩永專務理事、小森理事ヨリ夫々説明アリ今後電通ヨリ再ビ交渉アリタル場合ニハ田中代行社長及業務執行理事ニ於テ善處シ必要ニ應ジ理事會ニ諮ルコトニ決定（經過報告書別添ノ通り）

以上

社 團
法 人
同 盟 通 信 社

議 長

田中齊



理 事

森田久



同

岡崎陽吉



四字削除

決議事項

一、同盟通信社の職制は至急業務執行理事に於て制定すること
二、昭和八年十一月二十八日附新聞聯合社より廣田外務大臣に提出したる覺書の趣旨に基き、新聞聯合社の事業及昭和十年十二月三十一日現在に於ける同社の資産並に債權債務一切を同盟通信社に於て無償にて譲受くること

以上

社団法人 同盟通信社

右之通り決議す

昭和十一年一月廿八日

同盟通信社理事

田中 森田 山根 岡崎 田中 松岡
（各署名に印あり）

策田欽平
 小坪林権
 緒方竹虎
 少美少大
 中山龍次
 森田元平

岩永祐吉

社団法人 同盟通信社

古部伊之助

白田山龍次

對電通交渉經過

（同盟通信社第三回理事會に於ける田中議長の報告）

一、社團法人同盟通信社の設立申請が認可されたのは、昨年十一月七日で、超へて十一日發起人總會を開き、正力松太郎、小森七郎、寺田四郎の三君を電通側に對する交渉委員に選任したことは御承知の通りである。

二、抑々電通の買收問題は、同盟通信社組成の前提條件であつて、既に昭和八年十一月、重光外務次官と光永電通社長との間に之に關する覺書を調印交換し、新聞聯合社に對する外務遞信兩當局の誘引はむしろ此の電通の態度決定を俟つて發せられたのである。

三、外務電通間の覺書は、

イ、電通は政府の國策を協賛して通信廣告の事業全部を金貳百萬圓を以て遲滯なく新通信社に譲渡すること

ロ、電通の有する社屋その他の諸設備は別に處分すること

ハ、電通社員の始末は電通自らの責任に於て處理し、新通信社を煩はさざること

等を骨子とするものである。

一、既に此覺書ある以上、同盟通信社は所謂受益者として、認可と共に右契約の履行を電通に要求すれば、事に則ち足るので、その間何等の曲折をも要しない筈である。

一、併しながら、覺書作製以來滿二年を経過し、外務遞信兩當局に於ても、専ら圓滿なる解決を希望せらるゝので、敍上の如く委員を選任して實際的交渉に當ることゝしたのである。

一、交渉委員が電通聯合に正式交渉を行つたのは十二月六日であるが是より先主として正力委員を通じて内交渉を進めたのも、全くこの意味に外ならない。

一、正力委員の内交渉は、十一月十一日同君の委員選任以來隨時進められつゝあつたが、電通側から初めて對案を提示して來たのは十二月二日で、

イ、電通の通信部は適當の價格を以て同盟通信社に譲渡するも、

廣告部はその儘株式會社日本電報通信社の名の下に存續し、同盟通信社との間に姉妹會社の關係を保つこと

ロ、電通の利益配當は七分に制限し、それ以上の利益は廣告代理權の補償として同盟通信社に支拂ふこと
等を眼目としたものであつた。

一、廣告部を引離して電通の名の下に存續することは、重光光永覺書の趣旨と相反する甚しいものである。併しながら電通側固陋の情勢は、覺書の所謂「遲滯なく解散」を實行することの頗る困難なるを思はしむるものがあるので、全く事を圓滿に遂行する趣旨と實際的の見地とから、委員は暫く重光光永覺書を束ねて、通信廣告分離處理案を考へることとした。

一、併しながら同盟通信社結成の趣旨よりして廣告會社と單なる姉妹會社關係を結ぶは、事業の圓滑なる運行を期する所以でない。是に於て十二月六日委員は協議の結果、電通の倍額増資を求め、その増資分を同盟通信社に於て保有するの趣旨を骨子とする對案を

決し之を電通に提示した。即ち左の如し

イ、株式會社日本電報通信社は廣告取次業専門の會社として存續すること

ロ、電通は其の資本金を倍額増資し、増資分はこれを社國法人同盟通信社に於て保有すること

ハ、電通の通信部はこれを同盟通信社に合流せしむること

ニ、電通通信部その他の買收價格算定方法左の如し

價格算定は外務省と電通との覺書を基礎とすること

電通通信部、聯合通信部電通廣告部を各一單位とし、一單位百萬圓とすること

聯合の廣告部はその取扱高を電通のそれと比例し、電通に於て買收すること

一、右の提案中、電通を倍額増資して同盟通信社がその増資株を保有することは、兩者の關係を合理化する關鑰にして、これあることによつてのみ通信廣告の分離案を考慮し得るものなるに、電通側

は容易にこれを承認せず、幾多の迂餘曲折を経たる後、十二月廿六日に至り電通は稍々細目に亘る對策を提示して來た。今その骨子を述べれば

イ、電通は倍額増資を認むること（全額拂込）

ロ、同盟電通各同数の常務重役を交換すること

ハ、以上の處理に對し同盟は電通に百八拾萬圓を渡すこと

ニ、聯合廣告部は電通に於て買収すること

ホ、光永社長の地位を保障すること

等である。

一、これに對し同盟は大体その要求を認めて可なるも

イ、價格百八拾萬圓に對しては放送協會の融資に限度あれば總て

の費目を明確にしたる上にて再検討を行ふこと

ロ、増資株の全額拂込は可なるも電通の資産及び業務につき公正

なる第三者の評價を経たる後にすること

ハ、聯合廣告部の買收價格についても同様たること

ニ、光永社長の地位は「重大なる過失又は同盟に對する非協力的態度なき限り」において支持保障するものと

に修正

一、次いで聯合廣告部の譲渡につき協議の結果

イ、聯合廣告部の價格は四拾萬圓と見積ること

ロ、廣告部員は全部そのまゝ引繼ぐこと

ハ、係主任等の位置も亦然り

とし、十二月二十八日正力委員を以て電通側に通達した。

一、然るに電通側は右回答案に對し全面的に反對し、殊に廣告部の評價につき異議あるものゝ如く、年を超ゆるも何等諾否の意思表示をして來ない。是において一月九日同盟電通兩側より岩永上田兩當務者の出席を求め、田中、正力、小森、緒方の諸氏會合一層實地的に意見の交換を行ひたる上、同盟側の最後案として

イ、通信部を他の處理に對し百八拾萬圓は動かさざること

ロ、電通の増資は四分の一拂込とし、聯合廣告部を貳拾五萬圓と

評價して之に充つること

の二項を提示した。

一、然るに電通側にあつては爾來三週間何等の可否を明かにせず而して一月二十日に至り突如光永電通社長より正力委員に對し「同盟の誠意を認め難きにより交渉を打切りたし」との致から棒の通告があつた。

一、この通告が果して最後のものか否かについては、從來交渉の跡より見て遽かに斷定し難きものあるも、其後正力委員に對し何等取消の模様なきより推して最後のものと取る外ないやうである。十一月七日、同盟通信社の認可ありて以來三個月に亘る電通誘引の交渉は茲に遂に徒勞に歸したと見る外はない。

一、既に交渉拒絶の意思表示ありたる以上同盟としては職制その他諸般の組織設備の整備を着々進めるのは當然のことである。況んや國際間の情勢はますます同盟活躍の緊切を訴ふるものがあり、議會解散、政局の前途混沌たるの際、速かにその陣容を整

備することは、同盟の加盟社員新聞社に對する最大の義務でなければならぬ。

一、たゞ同盟が重光光永覺書を暫く高閣に束ねてまで事の圓滿進行に努めた精神は今日においても毫も當初と變るところはない。故に今後と雖も電通側が灑然最後案を容れて同盟に合流し國際通信機關強化の國家的目的に協力するの意を表し來たらば欣んでこれと手を握るものであるが、今は内容を整備し、本然の使命を全うするに急にして、暫く靜觀の外なきに至つたことは遺憾とするものである。

(丁)

同盟通信社

社人團

電通交涉問題討議

昭和十一年一月廿八日
第三回理事會筆記錄

人
社 信 通 盟 同 結 人 社 團

電通交渉問題討議

○田中委員長、昭和八年十一月重光外務次官ト光永電
通社長トノ間ニ於ケル覚書、及ヒ昭和十年五月一日、
光永電通社長ヨリ重光外務次官宛~~并書~~並ニ五
月三日、重光次官ヨリ光永電通社長宛ノ交換文書
ヲ發表シ、更ニ今日迄ノ経過報告(別紙)ヲナス、
右ニ対シ、

○山根理事

今ノ報告ニ依レバ、結局何モ得ナカタ~~誤~~ナル。
今後、今ノ最後案デ電通カラ承諾ノ返事アリテモ
自分ハソレニ反対デアル。電通ノ廣告會社ハ同盟デハ
自由ニ操縦シ得ルモノデナケレバナラヌ。然ルニ最後案デハ
光永氏が依然社長ノ地位ニ止ルト云フコトニナツテ平ル。
之ニハ絶対反対デアル。

同 盟 通 信 社

社 團
結 人

○ 田 中 (有) 理 事

今委員長ノ説明サレタ最後案ハ如何ナル根拠ニ於テ
出来タモノデアルカ

○ 田 中 委 員 長

之ハ交渉委員ノ案デアル。

○ 田 中 (有) 理 事

昨年ノ第二回ノ理事會ニ於テモ、私ハソノ案ヲ反對シテ
置イタ。而モ今回ハ電通カラ拒絕シテ来タノデアルカラ
此際、白紙還元ガ至ルデアル。

○ 荻 野 理 事

白紙還元ハ自分モ賛成デアル。

元来、光永、皇光ノ覽書ニ依レバ、二百万圓デ通信部モ
廣告部モ譲渡スルコトニナワテナル。而ルニモ不拘、廣告
部ヲ残シ、通信部ヲケヲ百八拾万圓デ買収スルト云フ
コトデアルガ、ソノ理由ガ分ラヌ。百八拾万圓ト云フ数字

同 盟 通 信 社

社 團
結 人

ノ基礎ヲモットハツキリシテ根據ニ置クベキデアル。

ニテ年ト云フ僅カノ期ヲ於テ、電通ノ状態ガ左程
変ル譯ハナイ。自分ハ放送協會ノ理事トシテモ、ユノ案
ニ反對デアル。

○中山理事

自分ハ電通ニモ聯合ニモ、新聞社ニモ何等ノ關係モ有ツ
テナシ、故ニ公平ナ立場デ之ヲ見~~ル~~。白紙還元カ至
ルストカ出来ルガ。

然レトウシテモ電通シ合流セシメナケレバナラヌト云フ實際
的理由ガアルナラバ、事務理事カラ伺ヒタイ。

○山根理事

只今中山理事カラ電^通合流スル必要ガアルカト云フ
ヲ訊ネデアルガ、合流出来テモ、出来ナクトモ仕方ナシ。
合流出来テシテモ、恐ラク電通ハ將來同盟ノ出資金金ニ
對シテソノ配分スラ六ノ數イト思フ。

同 盟 通 信 社

社 團
結 人

一紙、合流セシメ得ル得ナイハ、東京、大阪ノ大新夕社が
同盟ニトレガケノ力ヲ入レルカト云フコトヲ決ル問題デアル。
現在電通ハ相あ多クサンノ廣告ヲ取扱ツテナル。セドモ。
多クノ地方新聞ハ電通カラ苛メラレテナル。要ハ放送協
会モ新夕社モ通信ヲホイコフトスレバヨイノデアル。

○中山理事

田中委員長ノ説明ニ依レバ、電通ハ昭和八年ニ外務省
ト契約シテナル。コノ契約ヲ履行セスレテ、不案内要求ラ
レテナルコトハ甚ダ怪レカラヌ。

○田中(青)理事

コノ理事令デ白紙還元ノ決議が出来ナイナラバ、エノ精
神デ善処シテ頂キタイ。

○岩永理事

只今ノ中山理事ノ質問ニ対シテ答スル。
諸君が現在ノ儘デヤレト云フナラヤル。必ズしも電通が来

同 盟 通 信 社

社 團
法 人

ナイ通信部ト云フモノ、買収価格評價ハ一層困難デ
アル。

○山根理事

新ニイ評價ハ困難デモ、既ニ電通ノ評價ハ覚書ニ依
リ二百万円ト決ツテナル。コレヲ基礎ニスルユトガ要スルニ
公ニ妥協ナ案デアル。

○田中委員長

諸君ノ御意見ハ中尤モデアル、吾々委員ハユノ問題ニ
就テ非常ナル苦心ヲモツテ折衝シテ来タ、現在委員ハ
三方ニ苦心ヲモツテナル。一ツハ政府、一ツハ理事會、一ツ
ハ電通之デアル。今日迄引イタノモ之等ノ苦心カアワタ
為デアル、ユノ最後安ホナルモノモ、政府ノ方針デ決定
シタ~~ル~~デアル、吾々ハ決シテ好ンデ此ノ案ヲ提示シタ
ノデハナイ、吾々ノ苦心モ諒トセラレタイ。

○田中(有)理事

同 盟 通 信 社

社 團
結 人

委員ノ中苦心ハ大イニ諒トスル。又、吾々ハ政府ト爭フ
必要ハナイ。然レ既ニ二百万円ト云フ覚書モアル。
故ニコノ際白紙還元ハ最モヨイ機會デアルト思フ。
○田中委員長。

今日迄ノ行カ、リカラ察レテ、今更ニ最後案ヲ面復スコト
ハ委員ノ立場モ失フシ、又再ビ事態ヲ紛糾ニ導キ
悞レガアル。

○森田理事

交渉委員ノ苦心ハ諒トスル。委員ガ之ヲ纏ルル為大
イニ苦心サレタノハ、政府ヤ放送協會ノ希望ニ基ク
モノト考ヘテナク、而ルニ放送協會ノ理事ハ白紙還
元ヲ主張セテナル。故ニ政府ニコノ點ヲヨク説明シテラ
交渉ノ打切りモ可能デハナイカ。

○山根理事

買収金額ノ多少ハ已リヲ得ヌ。問題ハ電通ノ廣告会社

同 盟 通 信 社

社 團
結 人

が同盟ト背反スルノデハナイカト云フ点ニアリ、ソレヲ悞レル
外、即チ同盟ハ廣告会社ヲ自己ノ目的ニ添フヤウ
自由ニ操縦シ得ル建前ニ立ツトが必要デアル、

○小森理事

買収価格ニ問題カナケレバ、廣告会社ノ半数ノ株ヲ
有ツストデヨイデハナイカ、

○森田理事

実務ハソノ通りニハユカヌ、

○山根理事

岩永専務ニオ訊キレタイ、今後同盟ノ社長ハ如何ナル人ガ
来ルカモ知レヌ、ケレドモ實際ノ仕事ハ山根永専務ニ依ツテ
行ヘルノデ、山根永氏ハエノ問題ニ就テ如何ニ考ヘテ居ラル、
カ、

○山根理事

先程モ中山理事カラ電通ガ来サケレバナラヌ理由ガアルカ

同 盟 通 信 社

社 團
結 人

ト言フオ奔ネカアツタガ、問題ハ資金アル、少クモ

同盟創業資金ハ通信部丈デニ有万円ヲ必要トスル、

右告部ハ勿御別ダ、若シ電通が来ナイトスルハ、
限リ同通信部ノ

会流ニえん年収百万円ハあり

（通信部）
収減トナルカラ此点ニ付
再考、
今地カ
アル、

個人トシテ考ヘル時ハ、電通ノ会流ニナイ方が水入ラスデ結構ダ、

然レ国家的ノ見地カラ考フルトキハ、政府ノ目的ニモ添フ誤

デアル、

（電通が来タ方がヨイ）

政府カラ将来或程度ノ助成金ヲ出サス必要ガアル、又通信ノ

施設モ電通ヲ残レテ置イテハ邪魔ニナル、之ノ問題ハ

光永君ニ誠意サヘアレバ、ソレ程困難ナ事トハ思ハヌ、

若シ光永君ニ誠意ガナイナラバ、同盟カラ百人ノ重役ヲ廣告

會社ニ出シテモ無駄デアル、

○山根理事

（依止）

解散

モモズ

光永氏が社長ニ据ル必要ハナイハナイカ、
（依止）
コトハ甚ダ怪カラヌデアル

○岩永理事

同 盟 通 信 社

社 團
結 人

○ 山根理事

自分モ山力氏ニ逢フタ時、其際光永君ハ潔ク隱退セシ
方ガヨイデハナイカト言フタ。然レ自分ハ光永氏が隱退
サレテモ、同盟ノ顧問トカ其他適切ナ方法デ優遇スル
方途カアルト思フタ、山力君モ光永君ノ氣持ハ分ラント言フ
テサタ。

只今ノ迄ノ委員長及ビ岩永氏ノオ話ヲキケバ、今後岩永氏
ノ如キ紳士ハ電通ヲ自由ニ操縦スルコトハ大ケ敷イ。恰モ
爆彈ヲ抱イテキルヤウナモノダ。

○ 小森理事

白紙還元ハ結構ダガ、統一サル、氣運ガ幾ハカデモ残ワテ
キレバ交渉継続^{シタリ}トナイカ、而モ同盟ハ過半数ノ
株ヲ持ツカ、外カラ諸君ノ心配ハ杞憂ニ終ル^ルデハナイ
カ。

○ 田中(有)理事

同 盟 通 信 社

社 團
法 人

實際に半数ヲ持ツテモ、ソウ出来ルモノデハナイ。現在玉民新聞ハ吾々絶対過半数ヲ持ツテナル。然レ前カラ居ル社員ヲ簡單ニ減ル事ハ出来ルモノデナイ。

○中山理事

問題ハニツテアル。通信部ヲ買収スル類、今一ツハ広告会社ノ件。ユノ問題ハ廣告会社ガ相対同盟ノ希望ヲ達成シ得ル見込カワク迄、一時お切ツテハドウカ。

○岩永理事

今日迄交渉委員ハ非常ナ苦心ヲ拂ツテ来テナル。不合理ナ條件ハ勿論排斥シナケレバナラヌガ、今迄進メラレタ交渉全部ヲ棄テ、再び新しい交渉ニ入ルコトハ大ケ敷イト思フ。

○山根理事

然レ電通カラ拒絶シテ来タノデハタイカ。白紙還元ハ勿然デアル。

同 盟 通 信 社

社 團
法 人

○ 森 田 理 事

理由ハ色々アラウガ、今日ノ理事会ハ白紙還元ニ決定
シタト言フエトデヨイデハナイカ。

○ 小 森 理 事

交渉委員ハ随分努力ヲ拂ウテ来タ。凡テノ点ニ於テ
満足ヲ得ルト言フエトハ六ヶ敷イ。不満足ナル満足ノ程
おデ者ケル方カヨイデハナイカ。

○ 山 根 理 事

ソレハ先方カラ再ビ案カ来テカラデヨイ。

○ 岩 永 理 事

此方君ノ話デハ先方カラ提案ハナイト言フエトダ、然レ
吾々ハ何時迄モ待ワザルヲ誤ニハ行カヌ。折シイ実行
案ヲ立テ、進ムヨリ他ナイ。

○ 森 田 理 事

電通ガ合流スル場合ト合流シナイ場合トニ於テ放送

同 盟 通 信 社

社 團
法 人

協会、融資ハ五達ヲカ。

○岩永理事。

現在、電通聯合ハ共ニ大抵ノ經費ハ二百万円デアル、
同盟ハ最少限三百万円程交ノモノニシナケレバ異色ノ
發揮ハ出来ヌ、更ニ無線放送ノ施設、広報部ノ拡大
強化等ニモ相安ノ資金ヲ必要トスル。

○柴田氏（山カ理事代理）

本日、山カが出席シテ皆サンニテ話スルノガ勿然デアリ、私モ出
席シテ傍メタルハ、今日ノ理事會ハ電通問題が相安
紛糾スルヲウカラ出席ハ見合セタイ、而モ人ラ日岩永氏ニ
牽ツテ自分ノ考ヲ述ベテ置イタカラ出席シナイト云ツテサメ
山カハ、電通、^{同盟}聯合共ニ現在非常ニ感懐的ニナワテキル、
之ヲ除ケバ、最後案デ纏ル見込モアルノデハナイカ、若シ
交渉が決裂スレバ同盟ハ如何ナル態度ヲ採ルカ分ラ
ヌガ、政府モソウナレバ非常ニ困ダラウ、理屈ハ理屈ト

同 盟 通 信 社

社 團
結 人

シテ、考ヘテヤルユトハ考ヘテヤルカコイ。合流拒絶ノ通知ニ
対シテハ自分ハ多少出過ぎタ。其ノ理事會が自分ニヤウテ
呉レト云フナラ自分ハ纏メ得ルモノト思フテキルト云フテキル
白紙還元ハ当然ノ筋道カモ知レヌ。然シ折角之迄来タ
ノデアルカラ、今~~此~~ノ實態ノ態ヲ人ヲ姑ク続ケタラド
ウカ、出来得ルナラバ多少ノ期留ヲ要ヘタラトウカ。

○田中永女負長。

理事會トシテハ白紙還元ハ当然デアルカモ知レヌガ、ソウ
ナレバ政府モ困ル。委員一同ノ立場モ困ル。然シ吾々ハ
決シテ電通ヲ擁護スルモノデハナイ。今日限リテ交渉ヲ
打切ルユトハ放送協會ニ於テモ困ルヲハナイカ。案ノ内若
ニ対シテ色々批難ヲサレルガ、之ヲ委員ヲ選ンダ理事
諸君ニモ責任カアルノデハナイカ。或ル一定ノ期留ヲ置イテ
今一應継続シテハトウカ。ソノ責任ノ衝ニあツテキル
者ノ立場モ幾ラカ考慮シテ貰ヒタイ。

同 盟 通 信 社

社 團
人 格

○田中（有）理事

勿論電通トノ交渉ニ就テ盡心兼行非常ナ努力ヲ

拂ハレタユトハ感謝ニ堪（委員諸君ガ）エ又、然レ吾々ハ

電通交渉ハ、外務省ニ提出シタニ百万円ヲ基礎トレテキル

モノト思ワテキタ、然ルニ昨年末ノ理事会ニ於テ突如トシテ

案ノ内容ヲ知ツテ地方新聞ハ悉ク反対（~~オレレ~~）今後ハ

地方新聞ノ代表者ヲモ加ヘテ費ヒタイト希望レテ置イタ。

○田中 委員長

外務省案ノ精神ヲ汲ンデキルユトハ勿論デアル、電通ニ

告会社ヲ操縦シ得ルカト言フオ訊ネモ、聯合ノ広告部ヲ

広告令社ニ入レルユトニ依ツテ不安ナク出来ルト思フ。又交渉ニ

あツテハ地方新聞ノ利害ト言フストハ最も重キヲ置イテ

ヤワテキル事アリデアル、サレバ及デ白紙還元ト言フストニナレ

バ（~~吾々~~）快意シサケレハナラヌ。

○中山 理事

同 盟 通 信 社

社 團
法 人

白紙還元ト云フガ、之ハ快レテ電通交情ヲ否認セタ

モノデハナイ

○ 小森 理事

今後ユノ問題ニ関レテハ業務執行理事ニ一任シテハ
ドウカ、

○ 田中 委員長

今日ノ理事会ノ空氣ハ打切レト云フモノト思フ

○ 岩永 理事

井機^ノ機^ノがトシ、ヤツテエケ、広告ノ方モ、旧聯合ガソノ

マ、行キ以テ諸君ノ利益ヲ増進シ得ルナラハ何ゾイテヤ
ツテ

○ 森田 理事

先方カラ打切ツタノカラ白紙還元ハ当然デアル

○ 築田 理事

白紙還元ト云フ言葉ハ全部ノ交情ヲ打切レト云フ

意味デナイト思フ、先方カラ断ツテ来タカラ、理事会

同 盟 通 信 社

社 人 団

○ 岩永理事

ハ之ヲ承承スル、先方カラ改メテ何カ申込ニテ来タラ事務
理事ニ於テ善処スルト云フコトニレテハ如何

決ツタコトハ、経来ノ委負シヤメ、事務理事カ之ニおルコト、

電通問題ハ先方カラ断ツテ来タノデアルカラ仕事ハ

進メル、

今後

先方カラ再ヒ云ガアレバ意スルコト、現予

会ニ諮ルト

コトニ

最後案

ハ範圍デ

ヤリヤ

知

更メテ

○ 田中理事

アノ通リノ案ナラ及対デアル、

○ 山本理事

今口ハコノ程及デア旨ニマス

同 盟 通 信 社

社 團
法 人

社長詮衡問題経過報告

昭和十一年一月廿八日、第三回理事會
に於ける、田中邦吉理事の報告。

社長詮衡経過報告

一、松平恒雄君が種々ノ莫ニ於テ適任ナリト考ヘ交渉シ
タガ、松平氏ハ本通信社ノ重要性ヲ自得シ、意アルモノ、
如クデアツタガ、他要方地位其他ノ関係カラ受ケ得ナ
イ事情モ相効アツタラシク、結局「不適任ナリト」ノ
表面的理由ヲ以テ断ツテ来タ。

ソユデ色々詮衡委員ニテ考慮シテ見~~タ~~ガ適任者
モ考ヘ^逸ザリシ爲、望月^逸進相ニ推薦方ヲ請フタ処
望月^逸金子伯ガヨイタラウ。自分が行フテ交渉シテミヤウ
トノユトニテ早速葉山ニ行キ面会シテ呉シタ。ソレニ依ルト
金子伯ハ色々断リノ言葉ヲ述ベタソウダガ結局再考
シヨウト言フストデアワタ由、其後一月十四日ニ私ト岩永
高石ノ三人デ葉山ニ金子伯ヲ訪ネタガ「自分ノ顧問
官ト云フ地位トカ老齡トカ言フ点デドウカト思フガ」免モ

社 信 通 盟 同

社 團
結 人

再考へサセテ呉レト云フ事デアワタ。

只今ノ処、督促モトウカト考ヘテ差控ヘテヤルガ、果シ

テ引受ケテ呉レルカ否カ見おガツカヌ。然レシ今日迄

断ツテ来ナイ所カラ見ルト、眞面目ニ見テ脉ガアルノ

ジヤナイカトモ考ヘル。

ユノ事ニ就テハ、田外相ニモ話シテ置イタガ、外お廣田ハ

「水ハサ、ンガ、引受ケテ呉レルカトウカサレト云フテヤル。

理事會議事錄

昭和拾壹年壹月八日午後壹時本社ニ於テ現業理事參集シ左記事項ヲ協議シ之ヲ當社細則第貳拾五條ニ依リ電話ヲ以テ他ノ理事ノ贊否ヲ徵シタルトコロ何レモ異議ナシ

協議事項

一、當社ハ昭和拾壹年壹月壹日新聞聯合社ノ合流ニ依リ事務所ヲ元新聞聯合社ノ社屋ニ設置スルヲ便宜トスルヲ以テ昭和拾壹年壹月拾日ヨリ本社事務所ヲ東京市京橋區銀座西五丁目貳番地ヨリ東京市京橋區銀座西八丁目九番地ニ移轉ヲナス件

以上

社團法人同盟通信社

專務理事 岩 永 裕 吉

常務理事 古 野 伊 之 助

常務理事 畠 山 敏 行

